



社援保発1030第4号
平成21年10月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局 保護課 長



「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の
運用改善について

今般、政府において「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）がとりまとめられ、具体的な対策として、「貧困・困窮者支援」を実施することとされており、その一環として、「生活保護制度の運用改善」が事項として盛り込まれたところである。

雇用情勢は今年7月に失業率が過去最高に達するなど依然として厳しい状況にあり、求職中の貧困・困窮者への支援は緊急を要しているところである。

こうしたことを踏まえ、失業等により生活に困窮する方々への支援に積極的に取り組み、とりわけ一時的な居所の確保を図る観点から、生活保護制度として下記のとおり運用改善を講ずることとしたので、管内実施機関に周知徹底をお願いする。

あわせて、各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号保護課長通知）の趣旨をご理解の上、下記の取組とともに適切な支援に努められたい。

記

- 1 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について
各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。
- 2 一時的な居所の確保に必要な宿泊料等の支給について
生活保護の申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。